

実務展望

てんぼろ

一般社団法人 東京都溶接協会
 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
 株式会社 三浦事務所
 発行所・東京都江東区大島三丁目1番11号
 産学協同センター
 電話 03-3685-5700 (代表)
 編集発行人 三浦繁夫 © 2013
 毎月1回1日発行 定価 100円・〒共



歌舞伎座 (東京都中央区)

編集部撮影

2010年(平成22年)4月の興行をもって建て替えのため休館していた歌舞伎座が完成した。併設するオフィスビル「歌舞伎座タワー」との劇場とタワーの複合施設は、巨大地震が起きても被害の少ない耐震性など最新技術を結集した。施設の名前は「GINZA KABUKIZA」と定め東京・銀座の新ランドマークとしてスタートした。

(カラー版は <http://www.miura21.co.jp> でご覧いただけます)

平成25年度 JIS Z 3410 (ISO 14731)/WES 8103 による

溶接管理技術者 (1・2級受験者) のための研修会

主催：社団法人 日本溶接協会

本研修会は、社団法人 日本溶接協会規格 WES 8103「溶接管理技術者認証基準」による1・2級溶接技術者に認証されるための評価試験を受験しようとする方を対象にした研修会です。

- 日 時：1級 4月15日(月)～18日(木) 2級 4月22日(月)～24日(水)
- 会 場：機缶健保会館 〒136-0071 東京都江東区亀戸 6-41-20
- 受講料：1級 50,250円 (1・2級とも演習問題集は含みますが、2級 39,750円 テキスト代は別途)

一般社団法人 **東京都溶接協会**

〒136-0072 東京都江東区大島 3-1-11

TEL：03-3685-5448

FAX：03-3682-4902

<http://www.jwes-1st.jp>

ガス溶接作業主任者受験準備講習会

日 時：平成25年5月15日(水)・16日(木)
 午前9時30分～午後5時

会 場：産学協同センター
 東京都江東区大島 3-1-11

受講料：会員26,000円・一般30,000円(テキスト代含む)

試験日：平成25年6月10日(月)

一般社団法人 **東京都溶接協会**

TEL：03-3685-5448

FAX：03-3682-4902

URL：<http://www.jwes-1st.jp>

第五十三回溶接技術競技会

一般社団法人 東京都溶接協会

平成二十五年三月九日
於 産学協同センター

一般社団法人東京都溶接協会主催の第五十三回溶接技術競技会は三月九日手

アーク溶接の部二十七人・半自動アーク溶接の部十八人合計四十五人の選手が参加して産学協同センター(東京都・江東区)で開催された。

開会式は午前九時に始まり、横田文雄大会会長は「日頃の技量を十分に発揮して、全力を尽くして欲しい。」と激励した。

大久保審査委員長は「優秀な技能者は、経験と勘、度胸、データの四つを持つていて」とし「一回限りの競技で理論と現実、データを合体させることが溶接の醍醐味」と語った。

後援団体を代表して産報出版(株)馬場社長は昨年の全国の大会で最優秀賞を獲得した大阪府協会の取り組みにふれ「東京にも優勝旗を」と述べ選手を激励した。

篠崎敏夫実行委員長は、本大会も全国競技会と同じ課題を採用していると述べ、競技要領の詳細について説明した。

競技は順調に進み予定通り午後二時三十分を終了した。

このあと、三月十九日に外観審査とエックス線審査、四月十五日に曲げ審査と総合審査が行われ順位が決定する。両種目の総合優勝者は東京都代表として次回の全国溶接技術競技会に派遣される。第五十九回の全国溶接競技会は十月十二・十三日に愛知県東海市の新旧鉄住金(株)名古屋製鉄所で開催される。



開会式

開会の挨拶：
横田文雄大会会長



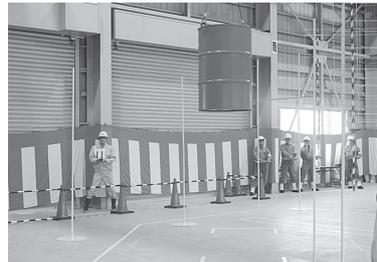
競技風景

第44回 クレーン運転及び玉掛け技能競技全国大会

出場チーム募集中!!

後援：厚生労働省 協賛：日刊工業新聞社

1. 開催期日 **平成25年5月17日(金)**
2. 開催場所 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 福島事務所
〒963-0547 郡山市喜久田町卸 3-39
3. 申込締切日 25年4月19日(金)
4. 申込先 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 教育部
TEL 03-3685-2141 FAX 03-3685-2189
E-mail honbu.kyouikubu@bcsa.or.jp



(写真は前回の
技能競技全国大会風景)

❖ テキストのご案内 ❖



公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
URL <http://www.bcsa.or.jp>

「ボイラー取扱技能講習」 開催のご案内

開催日 平成25年5月28日(火)・29日(水)
会場 ボイラ・クレーン安全協会 5階講習会場
受講料 12,100円(消費税・テキスト代を含む)

※お問い合わせ、資料の請求は下記へどうぞ

公益社団法人 **ボイラ・クレーン安全協会**
東京事務所 教育部

〒136-0071 東京都江東区亀戸 1-28-6
タニビル5階

電話：03-3685-5222

FAX：03-3685-5746

URL：www.bcsa.or.jp

東部労働福祉協会研修会報告

「有期労働契約の基礎と改正労働契約法のポイント」
非正規労働をめぐる法律知識

〈研修会を開催しました〉

去る3月14日、東部労働福祉協会主催の研修会を開催しました。講師に弁護士の小川英郎先生をお迎えして『有期労働契約の基礎と改正労働契約法のポイント』と題してご講演頂き、60名を超える皆様にご聴講頂きました。

〈研修概要〉

I 有期労働契約について

有期労働契約の注意点として、次の点が指摘されました。

- ① 原則として労働契約は3年以内とする。ただし、一定の事業の完了に必要な



研修会風景

期間を定める労働契約、厚生労働省が定める専門的知識等を有する労働者との当該業務についての労働契約、60歳以上の者との契約期間は5年を上限とする。

- ② 契約期間中途での解雇には相当な事由が必要。
- ③ 必要以上に短い期間を定めて、反復更新をしないよう配慮しなければならない(努力義務)。
- ④ 職責ではなく、有期労働契約であることを理由とする差異を生じさせてはならない。

II 法改正の背景と経緯

有期労働契約が恒常的業務に用いられ、反復更新されることが問題として顕在化。具体的には、次の点が指摘された。

- ① 自動終了効力のある契約形式を恒常的に存在する業務に適用すること。
- ② 労働者に対する萎縮効果が強く、有期契約である

る事が労働者の権利を抑制してしまふ。
③ 異なる雇用形態および雇用形態を利用した労働条件の差異を正当化してしまふ

これに対し、過去の判例を基礎として条文化された法律が施行されることとなり、経緯の解説として幾つかの判例が紹介された。

III 改正法令の解説(無期転換申込み権の付与)

① 有期労働契約の反復更新によって、通算期間が5年を超えた労働者に対し現に締結している有期労働契約の契約期間が満了するまでの間に、当該満了する日の翌日から労働者が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は申し込みを承諾したものとみなす。

- ② 労働条件は別段の定めがない場合を除き、無期転換前の労働条件と同一とする。
- ③ 有期労働契約の通算は、六か月以上の空白期間がある場合は通算しない。
- ④ 直前の有期契約が一年未満の場合には、その二分の一以上の空白期間を要する。
- ⑤ 行使期間は通算契約期間が5年を超えることとなる有期労働契約の初日から

ら期間満了日まで。また行使しなかった場合でも有期労働契約が更新された場合には、新たに無期転換申込みが発生する。

IV 法改正で予想されるトラブルと対処

A「同一の使用者」の解釈
① 派遣形態や偽装請負形態を悪用した場合や、同グループ企業内で労働者を回すような場合は、同一の使用者として扱われ無期転換への対象となる。

- ② 派遣労働者の場合の「同一の使用者」の判断は派遣元と派遣労働者には適用される。
- ③ 派遣先との関係では通算派遣期間にカウントされない。

B平成24年改正派遣法との兼ね合い
① 違法派遣の場合による労働契約申し込みなし規

- ① 違法派遣の場合による労働契約申し込みなし規

定により、派遣先との間に契約が成立する場合の期間算入については、派遣元での就労期間は通算されない。(※有期労働契約のまま雇止めとなるケースもある)

C無期転換申込み権の行使の方法
① 自動的に契約が転換

- ① 自動的に契約が転換

するわけではない。
② 5年を超えて有期労働契約のまま働き続けることも可能。

③ 無期転換申込み権の行使は、遅滞なく(退職後はせいぜい二週間から一ヶ月程度)。
④ 就業規則によって「無期転換権は契約終了期間満了の1ヶ月前までに行使しなければならない」と定めても無効。

- ① 施行通達事前の放棄があるが、③と同様にバランスを取る注意が必要
- ② 放棄をすれば、一定の金員を支払うという合意は無効。

② 無期転換後の無期転換社員に特別に適用される就業規則を作成した場合は、これが適用される。
③ 「配置転換」「責任」「休日」「労働時間」など
④ 就業規則よりも責任を有期契約よりも責任を負

課す事は可能だが、給与やそれ以外の労働条件でバランスを取る必要がある。
④ 無期転換を躊躇させるような労働条件を低下させるような定めは可能ではあるが、③と同様にバランスを取る注意が必要

- ① 原則として「一定の事実」により、派遣先との間に契約が成立する場合の期間算入については、派遣元での就労期間は通算されない。(※有期労働契約のまま雇止めとなるケースもある)

E「2つ以上の有期労働契約」の定義
① 原則として「一定の事実」により、派遣先との間に契約が成立する場合の期間算入については、派遣元での就労期間は通算されない。(※有期労働契約のまま雇止めとなるケースもある)

- ① 原則として「一定の事実」により、派遣先との間に契約が成立する場合の期間算入については、派遣元での就労期間は通算されない。(※有期労働契約のまま雇止めとなるケースもある)

F無期転換後の労働条件はどうなるか
① 別段の定め↓労働協約・労使協定等を予め定め

- ① 別段の定め↓労働協約・労使協定等を予め定め

ておく。
② 無期転換後の無期転換社員に特別に適用される就業規則を作成した場合は、これが適用される。
③ 「配置転換」「責任」「休日」「労働時間」など
④ 就業規則よりも責任を負

有期契約よりも責任を負課す事は可能だが、給与やそれ以外の労働条件でバランスを取る必要がある。
④ 無期転換を躊躇させるような労働条件を低下させるような定めは可能ではあるが、③と同様にバランスを取る注意が必要

- ① 無期転換申込みをしたら、期間満了時に解雇通告をしてきた場合について。
- ② 期間途中の解雇の場合↓労働契約法17条「期間満了を待つことなく直ちに契約を終了せざる得ない重大な事由」

① 無期転換申込みをしたら、期間満了時に解雇通告をしてきた場合について。

※ 上段は学科 下段は実技		講習予定表												公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 URL:http://www.bcsa.or.jp											
講習名	事務所	4月		5月		6月		講習名	事務所	4月		5月		6月											
玉掛け技能講習	東京	10	11	21	22	27	28	フォークリフト運転技能講習	東京	3	4	9		4											
		20		25		30			千葉	6	7	13	12	18	19	8	15	16							
	千葉			22	23				千葉	25	26			5		6									
				26					千葉	27	28	29			9		15	16							
	埼玉	17	18	8	9				埼玉			15		16		13									
		21		11					埼玉			18		25		26		15	22	23					
	神奈川			30	31				神奈川																
			6/2				茨城			10		10													
茨城	18	19					茨城			12		12		19		26									
	21						栃木	5	16	10		14		14		18									
栃木	9	10	20	21	4	5	栃木	6	7	13	17	18	19	11	12	18	15	16	17	15	16	17	19	20	21
	11		22		6		甲信																		
甲信	18	19	23	24	20	21																			
	21		26		23																				
小型移動式クレーン運転技能講習	東京	17	18					床上操作式クレーン運転技能講習	東京					18		19									
		21							千葉			7	8	27		28									
	千葉			14	15				千葉			12		30											
				19					埼玉	24	25	29	30	26		27									
	埼玉					5	6		埼玉	27		6/1		29											
						8			神奈川																
	神奈川					13	14		神奈川							13		14							
					16		茨城							16											
茨城					20	21	茨城							25		26									
					23		栃木	23	24					27											
栃木			23	24			栃木	26						9		10									
			26				甲信			9		10													
甲信	11	12			13	14	甲信			11															
	13				15																				

★他の講習も実施しています。詳細については、各事務所にお問合わせください。

ボイラ・クレーン安全協会	〒136-0071	江東区亀戸6-41-20 機在健保会館2階	TEL 03-3685-2141 FAX 03-3685-2189	神奈川事務所	〒231-0007	横浜市中区弁天通4-59 横浜弁天通第一生命ビル3階	TEL 045-662-2860 FAX 045-662-8768
東京事務所	〒136-0071	江東区亀戸1-28-6 タニビル5階	TEL 03-3685-5222 FAX 03-3685-5746	茨城事務所	〒300-0875	土浦市中荒川沖町2-6 ツインビル3階	TEL 029-843-0740 FAX 029-841-1968
千葉事務所	〒260-0028	千葉市中央区新町18-10 千葉第一生命ビル2階	TEL 043-247-5532 FAX 043-247-5576	栃木事務所	〒322-0016	鹿沼市流通センター46番地	TEL 0289-72-1717 FAX 0289-76-6090
埼玉事務所	〒330-0801	さいたま市大宮区土手町1-2 JA共済埼玉ビル6階	TEL 048-643-1543 FAX 048-643-1524	甲信事務所	〒400-0212	山梨県南アルプス市 下今諏訪610番9	TEL 055-287-9511 FAX 055-287-9512

**アーケ溶接作業
従事者特別教育**

一、日時：会場
学科：五月二十一日(火)午

二、受講料 一三、〇〇〇円
テキスト代 六〇〇円

ガス溶接技能講習

一、日時：会場
学科：四月二十三日(火)午
前九時～午後七時、江東区大島三十一～十一、産学協同センター

二、受講料 七、〇〇〇円
一般 九、〇〇〇円

JIS溶接評価試験

日時：会場
〇五月十八日(土)
城東職業能力開発センター

〇六月八日(土)
東京都溶接協会

〇六月九日(日)
東京都溶接協会

〇七月六日(土)
東京都溶接協会

〇七月七日(日)
東京都溶接協会



グライнда特別教育

一、日時：会場
六月十一日(火)午前九時～午後五時、江東区大島三十一～十一、産学協同センター

二、受講料
会員 七、〇〇〇円
一般 九、〇〇〇円

**アーク溶接作業
従事者特別教育**

一、日時：会場
学科：五月二十一日(火)午

二、受講料 一三、〇〇〇円
テキスト代 六〇〇円

前九時～午後五時、二十二日(水)午前九時～午後〇時、江東区大島三十一～十一、産学協同センター

実技：五月二十二日(水)午後一時～午後五時、二十三日(木)午前九時～午後五時、会場は学科講習会場と同じ。

＜申込先＞
一般社団法人
東京都溶接協会
東京都江東区大島 3-1-11
産学協同センター内
TEL 03-3685-5448
FAX 03-3682-4902

1日 ▼新学年
新会計年度
エープリルフル
親鸞上人誕生会
日光輪王寺強飯式
2日 ▼清明
3日 ▼春の全国交通安全運動
(15日まで)
4日 ▼世界保健デー
5日 ▼法然上人誕生会
6日 ▼花まつり・灌仏会
7日 ▼笠間稲荷春季例大祭
8日 ▼試作市場2013
9日 ▼微細精密加工技術展
10日 2013東京
(12日大田区産業プラザ)
11日 ▼世界宇宙飛行の日
12日 ▼発明の日
13日 ▼関東甲信越高校生
溶接コンクール
(会場：神鋼溶接サービス)
14日 郵政記念日・郵便週間
15日 穀雨
16日 ▼靖国神社春祭
17日 ▼レーザーEXPO 2013
(パシフィコ横浜
(26日))
18日 ▼日蓮宗開宗会
19日 ▼昭和の日
20日 米沢上杉まつり
21日 有田陶器市
(5月5日)

四月(卯月)

※行事・祭は変更になる場合
があります。事前に関係
諸団体に確認下さい。